

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第89号）の施行期日は、平成24年2月20日とする。